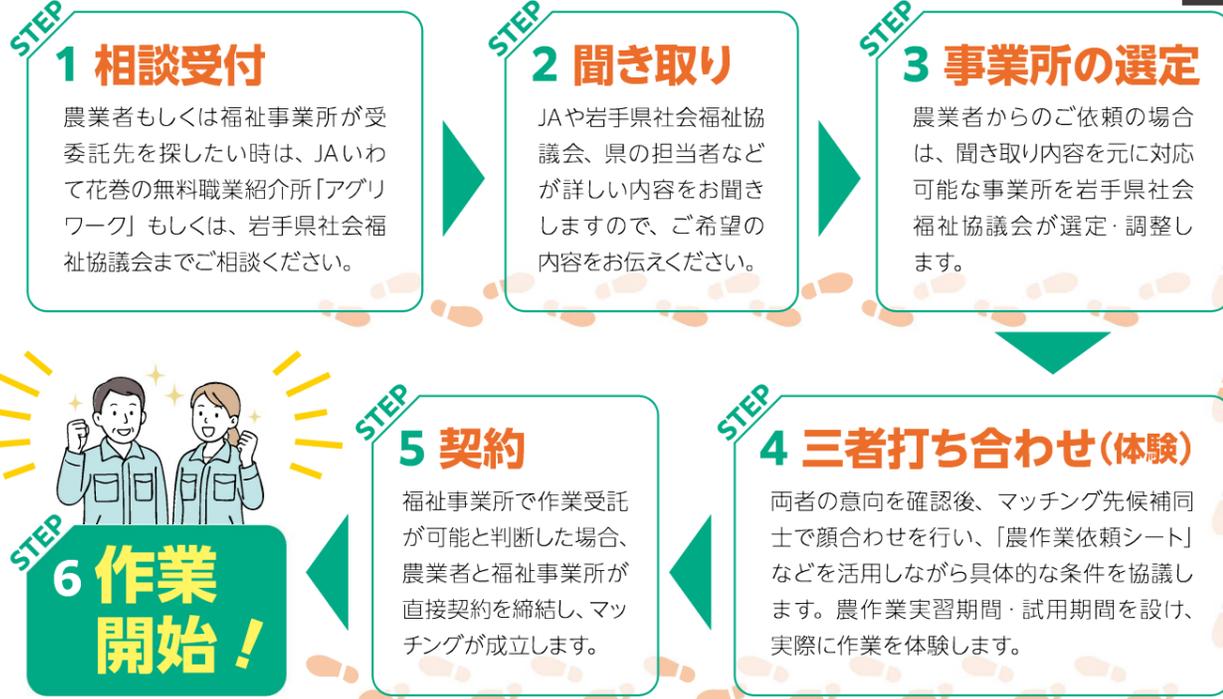


マッチングまでの流れを見てみましょう



作業を依頼する際のポイント

- ✓ **農作業は内容の細分化を** 施設内 施設外

農業者が一連の流れの中で行っている作業を細分化してみると、簡潔で分かりやすく、障がいのある方々の特性にマッチした作業になることがあります。
- ✓ **指示は具体的に** 施設内 施設外

障がいのある方々に作業の説明・指示を行うのは、事業所の職業指導員です。両者ともに農作業の経験が無い場合があるため、委託する作業内容を整理し、入念な打ち合わせや体験を行うことが必要です。
- ✓ **作業場所の整理、トイレ・休憩場所の確保** 施設外

歩く場所を広くきれいに保っておくことや、道具を分かりやすく置いておくことが働きやすさに繋がります。また、こまめな休憩確保やトイレを利用しやすい環境を整えておくことも大切です。
- ✓ **委託料の決定** 施設内 施設外

計算方法は、金額が一定の「時給単価による支払い」か、作業量に応じて変動する「出来高払い」の2種類が一般的です。料金の算定は、農業者と福祉事業所で相談の上で決定します。
- ✓ **相談や納期(期限)は余裕を持って** 施設内 施設外

契約締結の決定までには時間を要する場合があります。また、短納期や大量作業が難しいこともあるため、余裕を持った依頼を心掛けましょう。

次ページでは、JA管内で農福連携に取り組む事例をご紹介します

農業と福祉が手を携え、可能性を広げよう

今知りたい! 農福連携

「農福連携」は、障がいのある方々の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みです。作業が多岐にわたる農業の現場で、個々の能力や特性に合った作業と出会うことで、モチベーションや技能・商業能力の向上へ繋がることが期待されています。

農業と福祉、それぞれの分野が課題を抱えています

農業

- **労働力の確保**
- 基幹的農業従事者数は約20年で半減(平成12年には240万人だったが、令和5年には116万4000人まで減少)し、高齢化の進行も顕著となっています。

福祉

- **障がい者等の就労先の確保**
- 障がい者約1160万人のうち「障害者雇用率制度」の対象となるのは約480万人、うち実際に雇用(就労)しているのは約114万人に留まっています。
- **賃金・工賃の引き上げ**

両者の連携によって期待できるメリット

- 農**
 - ・労働力が確保されることによる生産の拡大、売り上げ増加
 - ・作業手順の見直しによる農業経営の改善
- 福**
 - ・平均賃金・工賃の向上
 - ・農作業を通したリハビリテーション効果 など

「就労継続支援事業所」との連携パターン



作業の一部を事業所に委託することで連携をはかります。主なパターンは、事業所の利用者と職員と一緒に依頼元の作業場所に向いて作業する「施設外就労」と、事業所内に持ち帰って作業を行う「施設内就労」の2パターンがあります。

就労継続支援事業所とは

- 病気や障がい等により一般就労が困難な方に就労や生産活動の機会を提供します。
- **就労継続支援 A 型**
 - ・事業所が利用者と雇用契約を結び、最低賃金以上の給与を支払う
 - ・年齢は、原則 18 歳以上 65 歳未満
 - **就労継続支援 B 型**
 - ・雇用契約は無く、作業の対価として工賃を得る
 - ・年齢は、原則 18 歳以上